

ID: 27

担当部署: 税務財政課

<b>処分の概要</b>	延滞金の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例 第3条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	昭和42年 条例第20号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (延滞金の徴収等)                  第三条                  2 町長は、納付者が納付期限までに納付しなかつたことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b></p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日